

障 発 0 2 2 0 第 9 号  
平成 2 7 年 2 月 2 0 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

「介護給付費等の支給決定等について」の一部改正について

障害保健福祉行政の推進につきまして、平素より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「介護給付費等の支給決定等について」（平成 19 年 3 月 23 日障発第 0323002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を別紙のとおり改正し、平成 27 年 4 月 1 日から適用しますので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段のご配慮をお願いします。

新旧対照表

○「介護給付費等の支給決定等について」（平成19年3月23日障発第0323002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（抄）

（下線の部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>第一～第三（略）</p> <p>第四 支給決定及び地域相談支援給付決定の際勘案すべき事項その他の基本事項</p> <p>1 支給決定及び地域相談支援給付決定の際に勘案すべき事項を定める趣旨（略）</p> <p>(1) 障害福祉サービス</p> <p>①～③（略）</p> <p>④ 障害福祉サービスの利用に関する意向の具体的内容          当該障害者等が受けようとするサービスの内容、利用目的等、具体的にどのような利用の意向があるのかを勘案して介護給付費等の支給決定を行う。その際、社会参加の意欲を含め、本人がどのような生活をしていきたいのかを十分考慮する必要がある。  <u>特に、指定障害福祉サービス基準附則第7条に規定する地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の利用については、地域移行支援型ホームを行う事業者が当該事業を開始した日において精神科病院に1年以上入院している精神障害者であって、当該病院等が地域への退院支援を徹底してもなお、直接、地域に出ることを不安に感じる者が、当該サービスの利用を自ら希望する場合にのみ利用が可能である。ただし、退院する際は病院の敷地外である地域生活に移行することが原則であり、地域移行支援型ホームの利用は、やむを得ない事情を考慮して例外的に認められるものであることに留意すること。</u></p> <p>⑤～⑥（略）</p>	<p>第一～第三（略）</p> <p>第四 支給決定及び地域相談支援給付決定の際勘案すべき事項その他の基本事項</p> <p>1 支給決定及び地域相談支援給付決定の際に勘案すべき事項を定める趣旨（略）</p> <p>(1) 障害福祉サービス</p> <p>①～③（略）</p> <p>④ 障害福祉サービスの利用に関する意向の具体的内容          当該障害者等が受けようとするサービスの内容、利用目的等、具体的にどのような利用の意向があるのかを勘案して介護給付費等の支給決定を行う。その際、社会参加の意欲を含め、本人がどのような生活をしていきたいのかを十分考慮する必要がある。</p> <p>⑤～⑥（略）</p>

(2) (略)

2 (略)

3 サービス等利用計画書の提出

市町村は、障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障害者に対し、指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画書の提出を求める。ただし、当該申請者が、介護保険制度のサービスを利用する場合については、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成対象者となるため、障害福祉サービス固有のものと認められる行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等の利用を希望する場合であって、市町村がサービス等利用計画書の作成が必要と認める場合に求めるものとする。

市町村からサービス等利用計画書の提出を求められた申請者は、指定特定相談支援事業者が作成したサービス等利用計画書を提出する。

なお、市町村からサービス等利用計画書の提出を求められた申請者は、身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合又は指定特定相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画書の提出を希望する場合には、指定特定相談支援事業者が作成する計画書に代えて当該事業者以外の者が作成するサービス等利用計画書を提出できる。ただし、地域移行支援型ホーム（従前の地域移行型ホームを含む。以下同じ。）における指定共同生活援助等の申請者に係るサービス等利用計画書については、指定特定相談支援事業者（当該地域移行支援型ホームと同一敷地内にある病院の開設者、管理者その他の関係者と特別な関係にないものに限る。）が作成したものに限り（既に指定特定相談支援事業者以外の者が作成したサービス等利用計画書を有する申請者については、当該計画の有効期間内においてはこの限りでない。）。その際、市町村は、指定特定相談支援事業者に対し、当該地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の利用とは別に、当該申請者が地域で生活することが可能となるような支援策が考えられる場合にはそれを申請者に提示するように努め、必要な助言、指導を行うこと。市町村は、これらのサービス等利用計画書の提出があった場合には、勘案事項及び当該サービス等利用計画書を勘案して支給決定又は地域

(2) (略)

2 (略)

3 サービス等利用計画書の提出

市町村は、障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障害者に対し、指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画書の提出を求める。ただし、当該申請者が、介護保険制度のサービスを利用する場合については、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成対象者となるため、障害福祉サービス固有のものと認められる行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等の利用を希望する場合であって、市町村がサービス等利用計画書の作成が必要と認める場合に求めるものとする。

市町村からサービス等利用計画書の提出を求められた申請者は、指定特定相談支援事業者が作成したサービス等利用計画書を提出する。

なお、市町村からサービス等利用計画書の提出を求められた申請者は、身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合又は指定特定相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画書の提出を希望する場合には、指定特定相談支援事業者が作成する計画書に代えて当該事業者以外の者が作成するサービス等利用計画書を提出できる。

相談支援給付決定を行う。

市町村は、これらのサービス等利用計画案の提出があった場合には、勘案事項及び当該サービス等利用計画案を勘案して支給決定又は地域相談支援給付決定を行う。

なお、サービス等利用計画については、相談支援の提供体制を考慮する観点から、平成 24 年度から段階的に対象を拡大し、平成 27 年 3 月末までに原則としてすべての障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する障害者等を対象とする取扱いとすることとしている。

4・5 (略)

第五～第七 (略)

第八 支給決定又は地域相談支援給付決定の更新  
(略)

1 (略)

2 支給決定又は地域相談支援給付決定の更新に係る利用期間の取扱い  
(略)

(1) 訓練等給付費等に係る障害福祉サービス等  
①～④ (略)

⑤ 共同生活援助における地域移行支援型ホーム

地域移行支援型ホームは、地域への移行のための通適的な居住の場としての機能を有するものであることから、地域移行型ホーム事業者は、利用者に対し、2年間を超えてサービスを提供してはならないことを原則としている。

したがって、入居から2年間を超える支給決定の更新の申請があった場合には、市町村審査会の意見を聴き、真に必要やむを得ない場合に限り必要最小限の有効期間で支給決定の更新を行うとともに、で

市町村は、これらのサービス等利用計画案の提出があった場合には、勘案事項及び当該サービス等利用計画案を勘案して支給決定又は地域相談支援給付決定を行う。

なお、サービス等利用計画については、相談支援の提供体制を考慮する観点から、平成 24 年度から段階的に対象を拡大し、平成 27 年 3 月末までに原則としてすべての障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する障害者等を対象とする取扱いとすることとしている。

4・5 (略)

第五～第七 (略)

第八 支給決定又は地域相談支援給付決定の更新  
(略)

1 (略)

2 支給決定又は地域相談支援給付決定の更新に係る利用期間の取扱い  
(略)

(1) 訓練等給付費等に係る障害福祉サービス等  
①～④ (略)

⑤ 共同生活援助における地域移行型ホーム

地域移行型ホームは、地域への移行のための通適的な居住の場としての機能を有するものであることから、地域移行型ホーム事業者は、利用者に対し、2年間を超えてサービスを提供してはならないことを原則としている。

したがって、入居から2年間を超える支給決定の更新の申請があった場合には、市町村審査会の意見を聴き、真に必要やむを得ない場合に限り必要最小限の有効期間で支給決定の更新を行うとともに、で

<p>できるだけ早期に本来的な地域への移行ができるよう必要な調整を行うものとする。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>できるだけ早期に本来的な地域への移行ができるよう必要な調整を行うものとする。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p>
---	---